

平成28年
1月交付開始

知ってほしい！

「個人番号カード」6つのメリット



「個人番号カード」は、マイナンバーの通知後に市町村に申請をすると、身分証明書やさまざまなサービスに利用できるカードのことです。

個人番号カードには、顔写真と基本4情報である氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。カードには所得などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。ただし、通知カードと同様に個人番号カード(裏面)に記載されているマイナンバー(個人番号)をお店の会員登録時などに提供することができないなど、取り扱いには注意が必要です。

今回は、個人番号カードの6つのメリットをお知らせしますので、交付申請をお考えの方は参考にしてください。

2

各種行政手続のオンライン申請

来年1月から閲覧可能になるマイナポータル(個人情報のやりとりの記録など)や、電子申請(e-Tax など)に利用できます。

メリット 行政の効率化

1

個人番号を証明する書類として

1月からは、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害など多くの場面で個人番号の提示が必要となります。(左を参照)

メリット 公平・公正な社会を実現

4

各種民間のオンライン取引/口座開設

オンラインバンキングをはじめ、各種民間のオンライン取引に利用できるようになる見込みです。

メリット オンラインバンキングなどを安全かつ迅速に利用

3

本人確認の際の公的な身分証明書として

個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場合は、これ1枚で十分。金融機関の口座開設などさまざまな場面で活用が可能です。

メリット なりすまし被害の防止

6

コンビニなどで各種証明書を取得

コンビニなどで、住民票や印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます(阿蘇市では今後検討)。

メリット 住民の利便性向上、市町村窓口の効率化

5

付加サービスを搭載した多目的カード

将来は印鑑登録証や図書カードなどとしても利用が可能になります(阿蘇市では今後検討)。また、健康保険証などの機能搭載が検討されています。

メリット 将来的にさまざまなカードが一元化

申請方法

- ①マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」をお届けしています。
(通知カードが受け取れなかった方は左を参照)
- ②申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼り付け、同封の返信用封筒で申請してください。
(地方公共団体情報システム機構ホームページでのオンライン申請もご利用いただけます。)
- ③交付準備ができたことをお知らせする交付通知書が届きますので、本人確認書類を持参のうえ、指定の場所(市役所市民課または各支所)でお受け取りをお願いします。

平成 28 年 1 月から、順次マイナンバーの利用が開始されます。

社会保障

年金

労働

医療

福祉

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- 医療保険の給付請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

税



- 税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務 など

災害対策



- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務 など

市役所窓口での手続きに、マイナンバーが必要になります。

阿蘇市では、次の事務で個人情報を効率的に検索、管理するために必要な限度でマイナンバーを利用して処理します。これらの手続きで、個人番号カードによる番号及び身元の確認を行います。個人番号カード(1月以降申請者のみに発行)をお持ちでない場合は、通知カードと運転免許証など複数の提示を求める場合があります。

- ほけん課** 国民健康保険・介護保険・介護サービス等利用者の負担軽減・介護サービス等の給付・後期高齢者医療・健康管理
- 福祉課** 生活保護・中国残留邦人等・生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置・障害者福祉・小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付・障害児の育成に係る手当等の支給・療育手帳の交付・重度心身障害者医療費助成・身体障害者等地方年金支給・児童扶養手当・児童手当・子ども・子育て支援・乳幼児医療費助成・児童医療費助成・育児手当支給・ひとり親家庭等医療費

助成・ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給・助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護の実施・高齢者施設入所・避難行動要支援者の避難支援等・災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給若しくは災害援護資金の貸付・災害見舞金又は弔慰金の支給

- 税務課** 個人住民税・軽自動車税・固定資産税・収滞納管理
- 総務課** 被災者支援
- 住環境課** 公営住宅
- 教育課** 就学援助・幼稚園就園奨励費の支給

※詳しくは、それぞれの業務の担当課にお問い合わせください。

従業員
なら



例えば…

- 勤務先へ
- 健康保険や雇用保険、年金などの手続き時に勤務先へ

学生
なら



例えば…

- アルバイト先へ
- 奨学金の申請時に学校へ
- 勤労学生控除の手続き時に勤務先へ

高齢者
なら



例えば…

- 年金給付の手続き時に年金事務所へ
- 福祉や介護の制度利用時に市役所へ
- 災害時の支援制度を利用する際市役所へ

**主婦
保護者**
なら



例えば…

- パート・アルバイト先へ
- 児童手当の申請時に市役所へ
- 子どもの予防接種時に市役所へ

(出典：政府広報オンラインホームページ)

通知カードは市役所でお受け取りください

昨年11月末までに通知カードを世帯主宛てに送付しましたが、転送不要の簡易書留で送付していますので、最寄りの郵便局に転居届を提出されていても転送はされず、不在連絡票の投函もされません。不在などでお受け取りがなかった通知カードは、市民課で保管していますので、市民課または各支所の窓口でお早めに受け取りください。なお、内牧支所または波野支所での受け取りを希望される方は、連絡を受けてから数日かかりますので、事前にご連絡をお願いします。

また、受け取りの際には、運転免許証などの本人確認書類が必要になります。詳しくは広報あそ11月号をご覧ください。【問い合わせ：市役所市民課戸籍係 ☎ 22-3135】

通知カードを
受領していない方へ